

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	3
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (計画管理課)	3
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	5

### 告 示

#### 北海道告示第891号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、 受 審 会 社 等
雑 誌	20438-10/10	週刊大衆増刊パパラッチ	2004年10月10日号 株式会社双葉社
同	18763-10	もっとすごい本当のH話コレクション	2004年10月号 株式会社パウハウス
同	13991-10	COMIC パズーカ	2004年10月号 辰巳出版株式会社
同	14411-10	週漫スペシャル	2004年10月号 株式会社芳文社
同	17929-10	別冊週漫スペシャル	2004年10月号 株式会社芳文社
同	15401-10	スコラNo.477	2004年10月号 株式会社スコラマガジン
同	14077-10	ザ・ベスト MAGAZINE Special	2004年10月号 K Kベストセラーズ
同	14078-10	コミック ザ・ベスト MAGAZINE VOL.016	2004年10月20日発行 K Kベストセラーズ
同	08893-10	ヤングコミック	2004年10月号 少年画報社

同	16611-10	ドキッ! SPECIAL	2004年10月号 株式会社竹書房
同	18613-10	MEN'S GOLD メンズゴールド	2004年10月号 株式会社リイド社
同	04167-10	Street SUGAR ストリート・シュガー	2004年10月号 株式会社サン出版
同	08877-10	Yha! やぁ! Hip & Lip	2004年10月号 ワニマガジン社
同	09811-10	若妻たちの本当にあった不倫告白	2004年10月号 平和出版株式会社
同	03299-10	Cream [月刊クリーム]	2004年10月号 ワイレア出版株式会社
同	03289-10	GRACE [月刊グレース]	2004年10月号 若生出版株式会社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

#### 北海道告示第892号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町湯の沢1210の1・舎熊1210の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡鶴川町字有明7の1地先・132の1地先・7の1・132の1 (以上2筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

捨つなごころ 中いふなはたの道徳心

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字豊田526の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

中川郡本別町西美里別534地先・551の1地先・556の2地先・557の3地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、534・538の1・539の3・552の2・556の1・557の3・558の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、533の2、539の1、539の2、540の2、540の3、550の1、550の3、551の1、551の2、552の3、552の4、555の1、557の2、558の3

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

中川郡本別町西美里別565地先・581の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、584の4地先・584の5地先・597の5地先・558の2・566・571の1・572・581の1・582の2・582の3・584の1・584の3から584の5まで・585の3・597の1・597の2・597の5（以上3筆地先15筆について次の図に示す部分に限る。）、564の3、565、573の1、574の1、579の1、580の1、584の2、585の1、586の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

足寄郡足寄町愛冠2の2地先・3の17地先・4の2地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、1の2地先・1の3地先・2の1地先・2の3地先・4の3地先・2の5・2の6・4の3（以上5筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、1の1から1の3まで、2の1から2の3まで、4の4、中足寄124の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字活平2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第893号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- |   |               |                           |
|---|---------------|---------------------------|
| 1 | 解除に係る保安林の所在場所 | 静内郡静内町字真歌51の3、60の11、60の12 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備                  |
| 3 | 解除の理由         | 農道用地とするため                 |

#### 北海道告示第894号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- |     |  |                            |
|-----|--|----------------------------|
| 1   | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所   | 紋別市八十士1963の1(次の図に示す部分に限る。) |
| 2   | 保安林として指定された目的  | 土砂の流出の防備                   |
| 3   | 変更後の指定施業要件   |                            |
| (1) | 立木の伐採の方法   |                            |
| ア   | 主伐は、択伐による。   |                            |
| イ   | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。   |                            |
| ウ   | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。   |                            |
| (2) | 立木の伐採の限度   | 次のとおりとする。                  |
|     | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。) |                            |

#### 北海道告示第895号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成16年11月4日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                        |       |          |          |         |           |
|------------------------|-------|----------|----------|---------|-----------|
| 1                      | 道路の種類 | 道道       |          |         |           |
| 2                      | 路線名   | 杓形仙法志鷺泊線 |          |         |           |
| 3                      | 道路の区域 |          |          |         |           |
| 区                      | 間     | 変更前後の別   | 敷地の幅員    | 延長      | 国道等との重複区間 |
| 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎275番1地先から |       | 前        | 22.00mから | 120.00m | —         |
| 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎299番地先まで  |       | 後        | 28.50mまで | 120.00m | —         |
|                        |       | 後        | 22.00mから | 120.00m | —         |
|                        |       | 後        | 28.50mまで | 130.00m | —         |
|                        |       |          | 11.50mから |         |           |
|                        |       |          | 15.00mまで |         |           |

#### 北海道告示第896号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- |       |               |   |
|-------|---------------|---|
| 1     | 施行者の名称        | 士別市   |
| 2     | 都市計画事業の種類及び名称 | 士別都市計画道路事業(3・4・8号東大通)   |
| 3     | 事業施行期間        | 平成16年11月2日から平成23年3月31日まで  |
| 4     | 事業地           |   |
| 収用の部分 |               | 士別市東2条20丁目、東2条19丁目、東4条19丁目、東3条19丁目、東4条18丁目、東3条18丁目、東5条17丁目、東4条17丁目及び東5条16丁目地内 |

#### 北海道告示第897号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- |      |                  |                                 |
|------|------------------|---------------------------------|
| 1(1) | 落札に係る特定役務の名称及び数量 |                                 |
|      | 工事名              | 北海道立小児総合医療・療育センター(仮称)改築工事(第1工区) |
|      | 工事概要             | 鉄筋コンクリート造 地上4階                  |

地下1階 延床面積6,970m<sup>2</sup>

エレベーター 1基

- (2) 落札を決定した日  
平成16年10月15日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 岩田・泰進・山崎特定建設工事共同企業体  
代表者 岩田建設株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区北2条東17丁目2番地
- (4) 落札金額  
1,081,500,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成16年8月17日付け北海道告示第750号

2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

工 事 名 北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）改築工事（第2工区）

工事概要 鉄筋コンクリート造 地上4階

地下1階 延床面積5,692m<sup>2</sup>

- (2) 落札を決定した日  
平成16年10月15日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 大林・地崎特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 大林組  
イ 住 所 大阪市中央区北浜東4番33号
- (4) 落札金額  
813,750,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成16年8月17日付け北海道告示第751号

3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

工 事 名 北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）改築工事（第3工区）

工事概要 鉄筋コンクリート造 地上4階

地下1階 延床面積7,341m<sup>2</sup>

エレベーター 3基

- (2) 落札を決定した日  
平成16年10月15日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 伊藤・丸彦渡辺・札幌土建特定建設工事共同企業体  
代表者 伊藤組土建株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
- (4) 落札金額  
1,554,000,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成16年8月17日付け北海道告示第752号

4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

工 事 名 北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）改築工事（第4工区）

工事概要 鉄筋コンクリート造 地上4階

地下1階 延床面積4,613m<sup>2</sup>

ダムウェーター 1基

- (2) 落札を決定した日  
平成16年10月15日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 竹中・坂本・石山特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社竹中工務店  
イ 住 所 大阪市中央区本町4丁目1番13号
- (4) 落札金額  
819,000,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成16年8月17日付け北海道告示第753号

5 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道建設部建築整備室計画管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第898号**

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社北海道銀行の事項中「同 平岸支店中の島出張所」を削る。

